

# 放課後等デイサービス ウィルケアみよし 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「保護者」）と株式会社 ウィルケア（以下「事業者」）は、事業者が  
\_\_\_\_\_（以下「利用者」）に対して提供する放課後等デイサービス事業（以下「放課後等デ  
イサービス」）について、以下の通り契約します。

## 第一章 総則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し放課後等デイサービスを提供して、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う事を目的とします。

（放課後等デイサービス）

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の放課後等デイサービスを提供します。

2 放課後等デイサービスの提供は、児童発達支援管理責任者、指導員等の従業者が当たります。

3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に放課後等デイサービスを提供します。

4 事業者は、日常生活の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立に向けた支援を行います。

5 事業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用児の受給者証に記載される放課後等デイサービス給付費支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日までに保護者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、また利用児の当該給付費支給決定期間が更新された場合、本契約は自動更新されるものとします。

## 第二章 サービス計画

（相談及び援助）

第4条 事業所は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族、後見人の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(デイサービス計画)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を児童発達支援管理責任者に担当させます。

- 2 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及び保護者（以下「利用者等」）の意向をふまえた上で、放課後等デイサービスの目標及びサービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ放課後等デイサービス計画書（以下「通所支援計画書」）を作成します。
- 3 通所支援計画書は、別紙に定める通りとします。
- 4 通所支援計画書作成後においても、通所支援計画書の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて通所支援計画書の変更を行います。
- 5 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画書を作成または変更したときは、利用者によるその内容の説明をします。

### 第三章 利用料金

(利用料金)

第6条 保護者は、サービスの対価として、市町村が定める負担上限月額範囲において児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスに要する費用を事業者へ支払います。

- 2 事業者は、デイサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い保護者の同意を得ます。
- 3 事業者は、保護者が希望した場合には、重要事項説明書に定めるその他の費用の支払いを保護者に請求できます。この場合において、事業者はあらかじめ保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。

(利用料金の支払い及び方法等)

第7条

保護者は、利用料を利用月ごとに支払います。

- 2 事業者は、保護者からの第6条第1項及び第3項に定める費用の支払いを受けたときには、保護者に領収書を発行します。
- 3 事業者は、翌月15日までに利用料金の明細を付して保護者に請求します。
- 4 保護者は、翌月末日までに利用料を支払います。

### 第四章 事業者の業務

(健康管理)

第8条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第9条 事業者は、利用者により、事故、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡します。また、協力医療機関または利用者の指定する機関での診療を依頼します。

- 2 前項の他、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者等が指定する者に対し緊急に連絡します。

(守秘義務)

第 10 条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、その職員が退職後、正当な理由が無く在職中に知り得た利用者またはその家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 第五章 損害賠償

(損害賠償)

第 11 条 事業者は、放課後等デイサービスの提供により事故が生じた場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、放課後等デイサービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第 12 条 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービス提供に関する書類等を整備し、この契約完結の日から 5 年間保存します。

2 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物交付を受ける事が出来ます。

但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求出来るものとします。

## 第六章 契約の終了

(契約の終了)

第 13 条 保護者は、事業者に 30 日前までに通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

但し、次の事由に該当する場合に利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して 30 日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合。

(2) 利用者等がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認めるとき。

(3) 利用者等が、他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなど。

(4) 利用者等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなど。

3 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させる事が出来ない場合。

4 保護者が事業者を支払うべきサービス利用料金を 3 ヶ月以上滞納し期限を定めて再三催促したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがないとき。

5 利用者が死亡した場合。

## 第七章 その他

### (苦情解決)

第 14 条 利用者または家族、法定後見人は、事業者が提供した放課後等デイサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付担当責任者に苦情を申し立てる事が出来ます。事業者は苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族、法定後見人に文書で報告します。

- 2 事業者は、利用者または家族、法定後見人が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対して一切の不利益を与えません。

### (その他)

第 15 条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた時は、児童福祉法その他の関係法令に従い、利用者、家族、法定後見人、事業者が審議に従い誠実に協議決定します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 岡山市中区江崎 1 3 5 - 1

事業者名 株式会社 ウィルケア

代表者氏名 中村 忍 (印)

保護者 住所

氏名 (印)

利用者 氏名